

財 関 第 9 4 7 号
令和 5 年 9 月 28 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 江 島 一 彦

税関様式関係通達等の一部改正について

税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）等の一部を下記のとおり改正し、令和5年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。